令 和 7 年 度

唐津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

唐 津 市 監 査 委 員

唐監査第３４９号

令和８年９月４日

唐津市長　峰　　達　郎　様

唐津市監査委員　寺　田　長　生

唐津市監査委員　井　上　成　明

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の送付について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、審査に付された令和７年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その結果について別紙のとおり意見書を送付します。

唐津市健全化判断比率審査意見書

第１　準拠基準

唐津市監査基準

第２　審査の概要

１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づく審査

２　審査の対象

令和７年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

３　審査の期間

令和８年８月１４日から９月１日まで

４　審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に従って作成されているか、計数は正確であるかを主眼として審査を行った。

５　審査の実施内容

審査に必要な関係諸帳簿、資料等の提出を求め、関係職員から説明を聴取するなど詳細に実施した。

第３　審査の結果及び意見

１　審査結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿、資料等を審査した結果、関係法令に適合し、かつ計数は正確であると認められた。

（単位：％）

健全化判断比率名	比　　率	早期健全化基準
(1) 実 質 赤 字 比 率	―	11.58
(2) 連結実質赤字比率	―	16.58
(3) 実 質 公 債 費 比 率	14.2	25.0
(4) 将 来 負 担 比 率	109.2	350.0

2　個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和7年度において、一般会計等における歳入歳出差引額は 2,329,111千円で、継続費、繰越明許費等による翌年度に繰り越すべき財源 821,403千円を差し引いた実質収支額は 1,507,708千円の黒字となり、実質赤字額は生じない。そのため、実質赤字比率は算定されないことを確認した。

なお、実質赤字比率を算定するに当たり確認した数値は、次表のとおりである。

（単位：千円）

会　計　名			実質収支額
一般会計等	一般会計		1,500,957
	一般会計等に属する特別会計	有線テレビ事業特別会計	0
		介護保険特別会計(普通会計分)	6,751
		後期高齢者医療特別会計(普通会計分)	0
計			1,507,708
標準財政規模			35,905,563
実質赤字比率（%）			－

※ 実質赤字比率：一般会計等の実質赤字額／標準財政規模×100

(2) 連結実質赤字比率について

令和7年度において、一般会計、特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金不足・剰余額の合計である連結実質収支額は 25,785,939千円の黒字となり、連結実質赤字額は生じない。そのため、連結実質赤字比率は算定されないことを確認した。

なお、連結実質赤字比率を算定するに当たり確認した数値は、次表のとおりである。

（単位：千円）

会計名		実質収支額	資金不足・剰余額
一般会計等	一般会計	1,500,957	－
	有線テレビ事業特別会計	0	－
	介護保険特別会計（普通会計分）	6,751	－
	後期高齢者医療特別会計（普通会計分）	0	－
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	265,917	－
	介護保険特別会計（普通会計分除く）	105,269	－
	後期高齢者医療特別会計（普通会計分除く）	8,952	－
法適用企業	水道事業会計	－	2,320,583
	工業用水道事業会計	－	314,288
	下水道事業会計	－	512,441
	市民病院きたはた事業会計	－	597,273
	モーターボート競走事業会計	－	20,153,508
法非適用企業	国民宿舎特別会計	－	0
実質収支額等小計		1,887,846	23,898,093
連結実質収支額合計			25,785,939
標準財政規模			35,905,563
連結実質赤字比率（%）		－	

※ 連結実質赤字比率：連結実質赤字額／標準財政規模×100

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、使途が特定されている特定財源を除き、使途が特定されていない毎年度の経常的収入である地方税などの財源のうち、公債費や公債費に準ずるものを合わせた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を、過去3か年の平均値として算出するものである。

令和7年度の実質公債費比率は 14.2％となっており、早期健全化基準の25.0％を下回っている。

実質公債費比率の算出数値は、次表のとおりである。

（単位：千円）

区　　分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方債元利償還額 ①	8,231,253	8,408,216	8,306,047
公債費に準ずると認められる額 ②	2,824,126	2,633,052	2,334,541
特定財源 ③	249,357	211,907	234,075
基準財政需要額算入額 ④	6,747,992	6,693,188	6,301,801
標準財政規模 ⑤	34,670,896	35,447,284	35,905,563
単年度実質公債費比率	14.53298	14.38464	13.86551
実質公債費比率（％） (3か年平均)	14.2		

※ 単年度実質公債費比率：｛（①＋②）－（③＋④）｝／（⑤－④）×100

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来的に償還すべき地方債の現在高、公営企業債等償還財源繰入見込額、退職手当負担見込額等から、基金などの地方債償還等に充てることができる財源等を差し引いた実質的な将来負担額の財政規模に対する割合である。

令和7年度の決算に基づく将来負担比率は 109.2％で、早期健全化基準の350.0％を下回っており、前年度の 117.5％に比べ 8.3ポイント低下している。

将来負担比率の算出数値は、次表のとおりである。

（単位：千円）

区　　分	金　額
将来負担額 ①	126,954,650
一般会計等地方債現在高	86,286,230
債務負担行為に基づく支出予定額	1,079,065
公営企業債等償還財源繰入見込額	29,469,167
退職手当負担見込額	9,661,137
設立法人の負債額等負担見込額	459,051
連結実質赤字額	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0
充当可能基金額 ②	22,192,893
充当可能特定財源額 ③	2,835,755
地方債等現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ④	69,586,188
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑤	6,301,801
標準財政規模 ⑥	35,905,563
将来負担比率（％）	109.2

※ 将来負担比率：｛①－（②＋③＋④）｝／（⑥－⑤）×100

3　是正改善を要する事項

健全化判断比率においては、早期健全化基準未満となっており、実質赤字も生じていないことから特に指摘すべき事項はない。

今後とも持続可能で安定した行財政運営に一層努められたい。

唐津市資金不足比率審査意見書

第１　準拠基準

唐津市監査基準

第２　審査の概要

１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づく審査

２　審査の対象

令和７年度公営企業の決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

３　審査の期間

令和８年８月１４日から９月１日まで

４　審査の着眼点

公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に従って作成されているか、計数は正確であるかを主眼として審査を行った。

５　審査の実施内容

審査に必要な関係諸帳簿、資料等の提出を求め、関係職員から説明を聴取するなど詳細に実施した。

第３　審査の結果及び意見

１　審査結果

審査に付された次の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿、資料等を審査した結果、関係法令に適合し、かつ計数は正確であると認められた。

（単位：%）

会　　計　　名	資金不足比率	経営健全化基準
国民宿舎特別会計	―	20.0
水道事業会計	―	20.0
工業用水道事業会計	―	20.0
下水道事業会計	―	20.0
市民病院きたはた事業会計	―	20.0
モーターボート競走事業会計	―	0.0

２　個別意見

資金不足比率とは、公営企業会計等の資金不足額が事業の規模に占める割合を示すものである。

令和7年度の資金不足比率について、対象とするいずれの会計も資金不足額は生じていない。そのため、資金不足比率は算定されないことを確認した。

なお、資金不足比率を算定するに当たり確認した数値は、次表のとおりである。

（単位：千円）

会　　計　　名		資金剰余額	事業の規模
法非適用企業	国民宿舎特別会計	0	138,150
法適用企業	水道事業会計	2,320,583	2,387,895
	工業用水道事業会計	314,288	46,017
	下水道事業会計	512,441	1,662,494
	市民病院きたはた事業会計	597,273	567,370
	モーターボート競走事業会計	20,153,508	92,952,307

※ 事業の規模

法適用企業＝営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

３　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。